

生徒心得の見直しまでの流れ

令和7年4月
生活指導部

1 生徒心得見直しの視点

- (1) 人権尊重の精神に立った内容・表現であること
- (2) 社会通念上合理的と認められる範囲となっていること
- (3) 必要最低限とし、校則に因らない取組で足りると思われるしつけや道徳、健康などに関する細やかな事項等まで校則に盛り込まないようにすること

2 生徒心得作成の日程

期 日	担 当	内 容
4月	生活指導部	高等部職員へ生徒心得の周知、改訂手続きの周知
	生徒会	生徒へ生徒心得の配布・周知（高等部集会）
	担任	各学年、クラスで説明
6月	生徒会	生徒心得について周知（高等部集会）
	高等部生徒	生徒心得アンケート回答
	生徒会	アンケート結果の周知、説明、協議（高等部集会）
7月	生徒会	高等部集会の意見を基に協議
	高等部職員	生徒心得について協議
9月	保護者	生徒心得アンケート回答
11月	生徒会	生徒心得次年度案を協議
	高等部生徒	生徒心得次年度案を協議（高等部集会）
	生活指導部	生徒心得次年度案を協議
	高等部職員	生徒心得次年度案を協議
12月	生徒会	生徒心得次年度案を生徒へ説明（高等部集会）
	生徒心得検討委員	生徒心得次年度案を協議
	生活指導部	生徒心得次年度案の作成
2月	PTA 役員	生徒心得次年度案の協議
2月	生活指導部	県への校則の見直し 書類提出 2月〆切 生徒心得次年度案の起案
2月	校長	生徒心得次年度案の校長承認
3月	生活指導部	ホームページ掲載

※生徒心得検討委員

職員：教頭、高等部主事、生徒指導主事、高等部生活指導部員、人権教育主任